



第 19 号

平成 30 年 4 月 11 日

東ト協 適正化事業部

巡回指導の指針及び巡回指導マニュアルの改訂について

適正化実施機関では、皆様の事業が合理的かつ健全に発展するために、全ての事業所を対象に巡回指導を行っておりますが、平成30年4月1日より、巡回指導評価手法の全国均一化を進めることを目的として、巡回指導項目等の大幅な見直しが行われました。主な改訂点は以下の通りです。

1. 指導項目に「運輸安全マネジメント」が追加

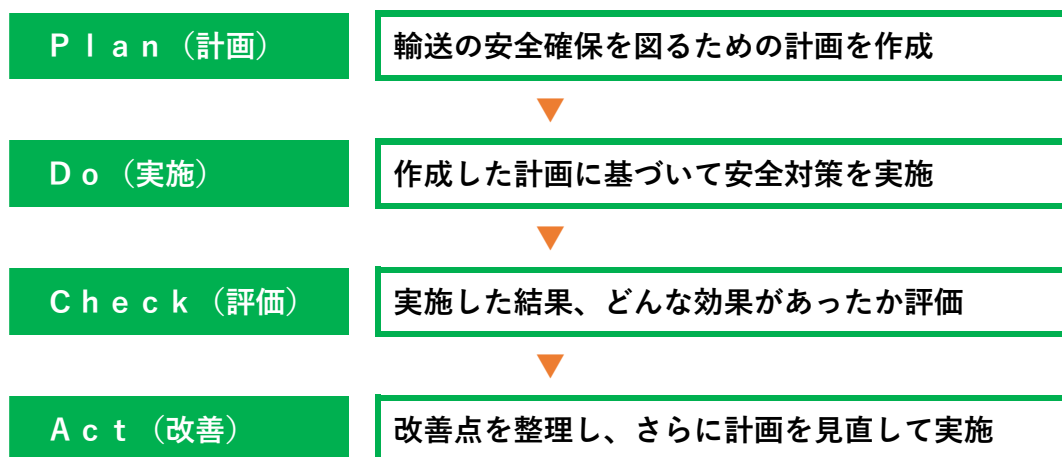
(1) 従来は、巡回指導時に確認、口頭指導としていた「運輸安全マネジメント」が新たに指導項目に加わり、指導項目は 38 項目となります。巡回指導の際、「運輸安全マネジメント」が設定されていない場合は「否」と判定され、改善報告の提出が必要となります。

また、保有車両 200 両以上（被けん引車を除く。）の事業者は、「安全管理規定の設定・届出」「安全統括管理者の選任の届出」が必要となり、これらが実施されていない場合も「否」と判定されます。

※平成 30 年 4 月 1 日付で輸送安全規則が改正され、対象事業者が保有車両 300 両以上から 200 両以上に変更されました。

(2) 運輸安全マネジメントとは、毎年度具体的な取組方策を定め、P l a n（計画）→D o（実施）→C h e c k（評価）→A c t（改善）の P D C A サイクルを繰り返すことで、輸送の安全性を向上させるものです。

PDCAサイクルで運輸安全マネジメントを推進



(3) 運輸安全マネジメントの作成については、インターネットから「運輸安全マネジメントの取り組みについて」

(https://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/management_torikumi.pdf)

をダウンロードし、記載要領に基づいて、貴社にふさわしい運輸安全マネジメントを実施して下さい。作成した運輸安全マネジメントは、必ず営業所内へ掲示または会社のホームページに掲載して下さい。

2. 重点指導項目が9項目へ

従来は、最重点指導項目7項目、重点指導項目13項目の計20項目が定められていましたが、今回の改定により、以下の9項目が重点指導項目として定められました。ご用意いただく書類についてはこれまでの巡回指導と変更はありませんが、これらの項目に「否」があった場合は、総合評価（A～Eの5段階判定）が1段階下の評価となり、さらに改善に向けた重点的な指導を行います。

改善の報告期限はこれまでと変わらず、通常3ヶ月以内、例外としてGマーク申請後については1ヶ月以内です。指摘事項が複数あり、全ての改善が間に合わない時でも、期限までに改善できた部分を報告して下さい。

- ① 運行管理者の選任届出
- ② 過労防止
- ③ 点呼
- ④ 乗務員の指導監督
- ⑤ 特定の運転者に対する特別指導
- ⑥ 特定の運転者に対する適性診断
- ⑦ 整備管理者の選任届出
- ⑧ 定期点検
- ⑨ 健康診断

3. 車庫及び休憩・睡眠施設が遠隔地にある場合

巡回指導を実施するにあたって、車庫及び休憩・睡眠施設が営業所から離れた場所にあり、当日の現地確認が困難な場合は、直近の撮影日が入った車庫地等の写真（デジカメやスマートフォンの画面上での確認も可）のご用意をお願いします。

4. 総合評価の通知

巡回指導の実施後に、総合評価（A～Eの5段階判定）を当該営業所に対して通知します。

<巡回指導等についての問い合わせ先>

(一社)東京都トラック協会 適正化事業部 (☎03-3359-4138)